

桶川市テニス協会 年間登録料規定

第1章 登録種別

- 第1条 桶川市テニス協会（以下、本会）の登録者の種別は以下の通りとする。
1. 本会員
 2. 準会員 ※参加できる大会または種目に制限あり
 3. 役員会員

第2章 団体登録料

- 第2条 役員会員を有する団体の本会登録料は、年間5,000円とする。
- 第3条 役員会員を有しない団体の本会登録料は、年間10,000円とする。
- 第4条 各団体は、第2条及び第3条の登録料のほかに、本会員1名につき年間500円の追加登録料を支払うものとする。
- 第5条 各団体への各個人の登録料に関しては、原則として各団体で決定する。
- 第6条 各団体への各個人の登録料が不当と判断した場合、本会として決議の上見直しの指示を出すことができ、各団体はこれを拒否できない。
- 第7条 役員会員を1団体で2名以上有する場合には別途控除の対象とする。
- 第8条 各団体は、年度の途中にメンバーを追加する際、追加登録料を支払うものとする。追加登録料は1～5名追加で1,500円、6～10名追加で3,000円とし、以降も同様とする。

第3章 個人登録料

- 第9条 本会の個人登録料は以下と通りとする。
1. 本会員 年間1,500円
 2. 準会員 年間1,000円
 3. 市内会員 本会員／年間1,000円 準会員／年間500円
 4. 役員会員 原則無料
- 第10条 本会は役員会員に関して5名を上限目安として制限をかけることができる。

第4章 対象期間及び支払

- 第11条 本会登録料の対象期間は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第12条 支払いは、本会の指定する方法及び期日にて支払うものとする。

第5章 附則

- 第13条 本会則は、総会の決議を経なければ改正することができない。

本会則は、令和03年4月1日より施行する。
本会則は、令和08年4月1日より一部改正。